

第34巻第2号 1996年3月

《個人研究》

自由心証主義の濫用
—— 山中事件における誤判原因 ——

辻 脇 葉 子☆

Yoko Tsujiwaki

I はじめに

公正な裁判は、公正な法の適用を内容とするが、それは、公正な事実認定があつてこそ初めて可能となる。

そして、公正な事実認定というものは、常識ある一般人であれば誰でも納得しうるということを前提とするものである。すなわち、訴訟に現れた資料から裁判官がある事項について確信を得た判断のプロセスが、一般人から見て常識の範囲内にあることが必要となる。このことは、裁判制度が、民主主義・国民主権の原理の上に立脚するものであり、裁判を受ける者である国民一般の理解と信頼がその基盤になければならない以上、当然の基本的な要請である。

だからこそ、自由心証主義もまた、論理法則・経験法則に基づいた合理的判断でなければならないという内在的制約があるのである。裁判官は心証形成過程において、証拠の信用性を判断するとき、そして証拠資料から要証事実を推認するとき、その判断基準として、「経験上帰納された事物の性状とか因果の関係についての知識や法則」⁽¹⁾である経験法則や、論理法則に従わなければならないのである。

しかし、裁判の現実において、裁判官の判断が、一般人から見て必ずしも常識的とはいえない場合もある。被告人や証人の供述が、鑑定の結果と矛盾している場合に、鑑定結果の評価の方が捩じ曲げられることもある。また、大きく矛盾、混乱している証人の供述が、「大筋において一貫している」とされ、同一のものではありえないはずの凶器が、「同一と認めてさしつかえない」と、奇妙な論理の飛躍や操作が行われることがないわけではない。

まさに、これらは、山中事件の裁判において行われたことであり、そればかりでなく、誤判事例に共通して見られることと言えよう。

☆本学短期大学助教授

本稿の目的は、平成2年7月27日、差戻後の名古屋高裁において無罪判決が言い渡された山中事件を取り上げて、自由心証主義の下での証言や鑑定に対する裁判官の評価が、果たして、論理法則・経験法則にしたがった合理的なものであったかを検討しようというものである。

II 事件の概要と裁判経過

(1) 事件の概要

昭和47年7月26日の午前11時頃、石川県江沼郡山中町の、通称南又林道の奥の谷川で、ほぼ白骨化した死体が発見された。その白骨死体の頭蓋骨右前頭部には楕円形の陥没骨折があり、その着衣には刃物によると思われる多数の損傷があったことから、殺人・死体遺棄事件として捜査が開始された。

翌朝、死体の身元は、着衣・所持品等から、山中町の隣町である山代温泉町に住む元タクシー運転手D（当時24歳）であることが、家族によって確認された。

Dは、5月11日の夜、家族に「ちょっと遊びにいつてくる」といって外出したまま行方不明になっていた。この行方不明になる直前、Dは、山中町に住むK（当時24歳）が父親の約束手形を持ち出して金融業者Mから借金をするに際して、保証人となっていた。

捜査当局は、家族の供述からKが被害者と一番最後に会った者らしいと判断し、7月27日、Kを参考人として呼び、交友関係等を取調べた。翌28日も、Kを引き続き取調べたところ、Kは、友人である山中町の蒔絵職人S（当時26歳）と共同してDを殺害し、その死体を遺棄したことを自白し始めた。

Kの自白の要点は、「Dを殺したのはSで、自分は見ただけ」である、というものであった。

Kの自白により、主犯とされたSは、Kと共に、28日夜、D殺害・死体遺棄の容疑で逮捕された。

Kは、その後の捜査・公判を通して、前述の自白を続けた。他方、このKの自白によって主犯とされたSは、一貫して否認を続けたのであった。

ところで、逮捕された時Sは、金沢刑務所の拘置監に未決囚として勾留されていた。というのも、Dが行方不明となった5月11日の3日後の、5月14日に、Sが、Kと一緒に軽四輪にのってドライブに行った際、加賀市須谷町の林道で、Kを小刀で刺し傷害を負わせていた。この事件でSは、強盗殺人未遂の容疑で、その晩、被害を受けたというKの供述に基づいて緊急逮捕され、5月31日には起訴されていたのであった。犯行当夜（14日）、Kは前述の借金により20万円余りの現金を所持していたので、取調官は、Sがその金を奪おうとして犯行に及んだとの疑いを持ち、Sを追及したところ、「Kを殺して金を奪うつもりだった」という自白をSから得たのであった。しかし、この事件について、第1回公判以降、Sは、傷害の事実は認めているものの、強盗殺人の意思については否認をしている。

そして9月14日、S否認のまま、D殺害・死体遺棄の罪で、SとKは起訴された。

(2) 裁判の経過

Sは、前述のとおり、一貫してD殺害への関与を否認している。そして、Dの殺害がSの犯行によるものであるとする客観的証拠は存在しなかった。したがって、D殺害と被告人Sとを結び付ける唯一の直接証拠は、Kの供述だけであった。

しかも、Kの「Dを殺したのはSで、自分は見ただけだ」という供述は、自分の罪を軽くしようとして責任をSに転嫁したおそれがある「共犯者の自白」である。そればかりでなく、別の「強盗殺人未遂」事件の被害者という微妙な立場からの供述でもあった。

その上、Kの知的能力は、知能水準が11歳の児童程度で、正常者との境界線に近い精神薄弱（軽愚）でもあった。このため、取調官の誘導次第では、容易に虚偽の自白を誘発するおそれがあり、その被影響性・被暗示性への慎重な吟味が不可欠なケースであった。

唯一の直接証拠である共犯者Kの供述の信用性は、当然のことながら、裁判の焦点となった。

第1審の金沢地裁は、昭和50年10月27日、このKの自白の信用性を肯定し、Sに死刑、Kに懲役8年の判決を言い渡した⁽²⁾。この判決により、Kは、そのまま服役したが、Sは直ちに控訴した。第2審の名古屋高裁金沢支部も、昭和57年1月19日、Kの自白の信用性を認め、Sの控訴を棄却した⁽³⁾。

ところが、被告人の上告を受けて、平成元年6月22日最高裁第1法廷は、上告趣意の実質は刑訴法405条の上告理由に当たらないとしながらも、職権調査の結果、Kの供述の信用性には疑問があるとして、原判決破棄・差戻の判決を言い渡した⁽⁴⁾。そして、差戻審である名古屋高裁は、平成2年7月27日、K供述は信用できないとして、D殺害についてはSを無罪としたのであった。ただし、別件のKに対する強盗殺人未遂については、強盗殺人の意思を否定するSの主張は認めず、懲役8年の刑を言い渡した⁽⁵⁾。

III 共犯者Kの供述の信用性評価の誤り

1. “大筋において一貫” “おおむね一致” のレトリック

山中事件において、D殺害と被告人Sとを結び付ける唯一の直接証拠は、共犯者Kの供述だけであった。したがって、K供述の信用性如何が、裁判の帰趨を決するはずであった。

一般に、供述内容が、他の証拠や客観的事実とよく一致している場合には、その供述は真実である可能性が高いと言われる。その逆に、矛盾が認められる場合には、虚偽の危険性は高い。このため、自白等の供述証拠の信用性を判断するに際しては、客観的事実・証拠との矛盾の有無が慎重に吟味されるのが裁判の常である。

山中事件においては、被害者の着衣の損傷、犯行に使用されたとされている車の血痕の付着部分、被害者の頭蓋骨の骨折から推認される凶器の形状と打撃方法等に関して、K供述の内容と客観的事実との間には矛盾があった。

例えば、被害者の着衣の損傷に関して言えば、鑑定書（昭和49年9月17日付け）によれば、被害者Dの着衣には、刃物によって生じたと思われる損傷は11ヶ所あるが、そのうち左鎖骨部、左乳内側、

左肩外側の3ヶ所については、着衣損傷にとどまらず被害者の身体まで達しているとされている。

ところが、K供述によれば、「Sは車内でDの左脇腹を1回刺し、さらに車外で腹か胸の辺りを刺し、その後、もう1回刺したが、その場所はわからない」と、3回刺したことになっている。

鑑定書によれば、刃物による損傷のうち被害者の身体にまで達していると思われる3ヶ所は、いずれも明らかに身体の上部であって、K言うところの突き刺した部分（腹部）と異なっているのである。とくに、Kが明確に供述している1回目の左脇腹部分には、刃物による損傷は存在していないのである。

しかし、このK供述と客観的事実との間の矛盾について、第2審判決は、

K供述の「趣旨はそもそもうつすらと見えた犯行状況を説明するに過ぎず、また、克明に一部始終目撃したものとして供述するものでない……。」さらに、上記の鑑定の意味するところは「3個の損傷のみが皮膚面に達し、右損傷が片刃の刃器によるものと推認され、更に、他のものも兇器による損傷のようにも思料されるが、着衣の損傷が著明で判断が困難というのである。右からするとK供述と着衣の兇器による損傷箇所とは明確には一致しないが、……特に矛盾があるとまでは」いえない⁽⁶⁾。

(傍点筆者)

としたのであった。

さらに、犯行に使用されたとされる車の血痕についても、K供述と客観的事実との間には矛盾があった。

K供述によれば、SがDの左脇腹を切り出し小刀で刺したとき、「Dの血が、自動車の後部座席上に敷かれていたビニール製のシートマットの中央から左側にかけて、数ヶ所にわたって点々と付いていた。そのためSは、犯行後、ぬれた布切れでそれを拭いた。さらに、犯行時Sが着用していたズボンにも、Dの血が付着した。」ことになっている。

ところが、実際に「血痕」が検出された場所は、後部座席右側に座った人の膝の裏側にあたる付近で、まずこの点で、K供述による血の付いた場所とは全く異なっている。確かに、供述によれば、Sはシートマットの血を拭き取ったことになっている。しかし、このビニール製シートマットの表面はループ状のビニール突起に覆われているため、血痕を完全に拭き取ることは不可能である。それにもかかわらず、そこからは全く血液反応は認められていない。さらに、血液を拭き取ったはずのタオルや、血が飛び散ったはずのSのズボンからも、全く血液反応は認められなかったのである。

しかし、これに対する裁判所の判断は、

「K供述は所論のようにブルーバード後部座席上の青色シートマットだけに血痕が付着し、同座席ビニールカバーには血痕が付着していなかったとまで明確に限定しているとは解せられないから、この点でK供述と前記血痕付着状況事実とが相矛盾しているとは言えず……更にK供述によると被告人がD殺害後、被告人方工場前で後部座席上の血痕を布切れでふき取っていたのであるから、その際付着血液の一部が原付着場所から前示縫い目のあたりに移りついたことも十分にありえ、たとえ所論のようにK供述から考えられる血液流出部分の位置と血痕付着の現実の発見場所とが厳密に一致しない

としても、これを異とするに足りず……。以上の事実によれば、所論にかかわらず前記人血付着の事実及び被告人のブルーバード使用の高い蓋然性は、K供述の信用性を裏付ける一つの状況証拠といえる」⁽⁷⁾ (傍点筆者)

というものであった。

「明確には一致しないが、特に矛盾があるとまではいえない」、あるいは「厳密には一致しないとしても、これを異にするに足りず」といった類の判旨は、以上の2例に止まらず、被害者の頭蓋骨骨折から推認される凶器の形状等についても見られる。

そもそも、現実問題として、捜査側にすでに明らかになっている客観的証拠や事実と、全く一致するところのない供述というものがあろうだろうか。たとえば、「血痕」らしき付着物が車の後部座席から検出されているのに、Kが、被害者Dは前の助手席に座っていて刺されたと供述した場合を想定してみれば判かるであろう。そのような時に、取調官は、Kが思い違いや記憶違いをしており、実際はDは後部座席に座っていたのではなかったのかと、問い直すのではないだろうか。

取調官が被疑者を誘導して虚偽の自白をさせる場合であっても、また、被疑者が取調官に迎合して虚偽の自白をする場合であっても、その自白があたかも客観的事実・証拠と一致するように作成されるのが取調べの常識である。したがって、「おおむね」あるいは「大筋において」客観的事実と一致するというだけでは、供述の虚偽の危険性を排除しきれないのである。

とりわけ、本件の場合、その矛盾が指摘されていたのは、着衣の損傷、車の血痕、頭蓋骨の骨折という、犯行の枢要部分に関する矛盾であったのである。

これと同様のことは、供述の変遷や混乱に関しても言える。看過できない不合理な変遷や混乱が、「おおむね一貫」や「大筋において一貫」という言葉で、片付けられてしまいがちである。

たとえば、本事件の第1審の、「Kの自白の要旨は捜査段階から概ね一貫しているのであるが、若干の矛盾や混乱があることもまた否定しがたい。その代表的なものは……(2) D殺害の動機(3) 凶器は根切りよきかまさかりか(4) 凶器で殴打した部位はDの前頭部か後頭部かなどであろうと思われる」⁽⁸⁾ (傍点筆者) という部分も、それに該当するであろう。

しかし、さすがに裁判所も、「若干の」矛盾とすることがためらわれたのか、そのすぐ後に、「これらの点は、犯罪事実中の重要な部分であり、真犯人ならば当然に知っていなければならない事項であると考えられるから、見方によっては、これらの矛盾、混乱は致命的なものと写ることを否定しがたい。」⁽⁹⁾ (傍点筆者) と言わざるを得なかった。

第2審も同様に、「所論のとおりK供述中には不明瞭な部分もないではなく、また、弁護人の尋問に対し、しばしば沈黙したりする部分も見受けられるが、……、被告人とDの件の犯行を共謀するに至る経緯、犯行状況、犯行後の行動等に関する供述は、大筋においてほぼ一貫しており、……K供述部分は十分信用できる。」⁽¹⁰⁾ (傍点筆者) としている。

「おおむね」「大筋において」という言葉は、「だいたいのところ」「おおよそ」といった意味で、おおざっぱな量的思考にしか過ぎない。この量的思考が、量的には「おおよそ」から漏れた仔細な点で

あっても、質的には「致命的な」部分を、心理的に覆い隠す都合のよいレトリックとして使われていることを看過してはならないのである。

2. 合理的根拠に基づかない仮説

事実認定における心証形成の本質は、当事者の提出した証拠や弁論によって提起された仮説を、論理的に検証することであり、仮説の持つ合理的疑問を排除して行く過程にある。

検察官の主張する訴因もまた、訴訟上のひとつの仮説であり、証拠や当事者の弁論によって惹起される裁判官の心証も、ひとつの仮説であり、事実の存否に関する蓋然性の判断である。したがって、仮説である以上、それには、常に反対事実の存在の可能性がある、多くの疑問を内在させているのである。

事実認定の目標である「真実性」とは、ある事項についての仮説に内在するこの合理的疑問が、可能なかぎり排除された状態、すなわち高度の蓋然性を意味している。刑事訴訟においては、合理的な根拠のある高度の蓋然性を持った仮説のみが、事実認定の基礎となりうるのである⁽¹¹⁾。なぜならば、それが「無罪推定」ないし「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判における原則の趣旨であるからである。

ところで、山中事件の場合、裁判所の実事認定の基礎となった仮説は、合理的な根拠のあるものであったらうか。

例えば、Kに対する強盗致死未遂事件の凶器として押収された切り出し小刀が、D殺害の凶器と同一であるとした、以下に引用する第1審の仮説も、実は合理的な根拠を欠くものであった。

K供述によれば、Sは切り出し小刀で被害者Dを数回刺したことになっている。そして、最初のナイフによる攻撃で倒れているDに、止めを刺すために、さらに根切りヨキでその頭部を殴打したことになっている。

しかし、Sの居宅・工場等の徹底的な捜索が繰り返されたにもかかわらず、凶器という犯行の中核にかかわる物的証拠は、発見されなかった。唯一凶器として検察側が提出しえたものは、別件の強盗殺人未遂事件の凶器として押収した、S所有の切り出し小刀であった。しかも、Dを刺した凶器は、K傷害に使用された切り出し小刀と、同一のものであるということとはできないという、鑑定（昭和149年9月17日付け）があった。

それにもかかわらず、第1審裁判所は、以下のような論理を用いて、この強盗殺人未遂事件で押収された切り出し小刀と、本件D殺害事件に使用された切り出し小刀は同一の物であって、このことは、SとD殺害とを結び付ける「極めて有力な物的証拠」であると判示したのである。

「右鑑定書の最後の部分だけを見ると両者は同一のものでありえないようにも読めるが、……公判調書中の証人Nの供述部分によれば、その趣旨は、凶器の働かせ方によっていろいろ違いがでてくるので結局傷の性状だけから凶器の同一性を断定することはできないというものであって、両者が同一ではありえないとするものではなく、前記K自白、右鑑定書の記載、N供述を総合すれば、むしろ両者は同一のものである可能性が相当高いものと認められるうえ、更に……S方工場には切り出し小

刀は二本しかないこと（そのうちの一本は強盗致死未遂事件の凶器であり，他は……事件と無関係なことが明らかである。）が認められ，この点をも併わせ考えると，両者は同一のものと認めてさしつかえない。」⁽¹²⁾（傍点筆者）

鑑定結果では，同一でありえないものを，あえて「同一と認めてさしつかえない」との仮説を裁判所は導きだしているのである。

また，D殺害の凶器とされた「根切りヨキ」の存在そのものも，推測からなるひとつの仮説であった。

前述したように，Sの住居や工場などの徹底的な捜査が数回にわたり行われたにもかかわらず，凶器とされる根切りヨキは発見されなかった。その存在を裏付けるものは，K供述しかない。

ところが，それに対する裁判所の判断は，以下のようなものであった。

「そもそも一般的にいて山中町においてはヨキ自体普通には使われない珍しい道具というものもないから，たとえ被告人方工場にヨキが常備されていなかったとしても，被告人が凶器としてヨキを準備しDの件の犯行前，工場にしまっておくことも十分可能であって，……したがって，原判決には判決に影響を及ぼす事実誤認があるなどとは勿論いえない。」⁽¹³⁾（傍点筆者）

そして，Kの供述によればヨキを工場に隠置したというのであるから，工場からヨキが発見されるべきであるのに発見されなかったのは，むしろK供述が信用できない所以であると反論する弁護人の主張に対しては，

「しかしながら，洗ったヨキを工場内に隠したという点から被告人がその後も右ヨキを再度工場内から持ち出して他の場所に隠置することはあり得ないなどとはいえないし，被告人はその後も昭和47年5月14日強盗殺人未遂の廉で逮捕される間での間に工場に自由に出入りできたのであるから，所論ヨキの未発見をもってK供述が不自然で，客観的証拠と矛盾するともいえない。」⁽¹⁴⁾（傍点筆者）としたのである。

確かに，「工場にしまっておく」「他の場所に隠置する」可能性を否定することはもちろんできない。これもまたひとつの仮説でありうる。しかし問題は，それは何ら合理的根拠のない仮説であって，単なる推測にしか過ぎないことである。このような推測，根拠のない仮説を，事実認定の基礎にすることは，到底許されるべきではない。

IV 鑑定結果の評価の誤り

裁判所は，法律に関しては専門家であるので，通常，ある事項の法的意味の認識に際して必要な規範的判断能力においては欠けることはない。これに対して，特殊な専門知識・経験に関する領域については，素人であり，その意味を認識するのに必要な判断能力を持ち合わせてはいない。この認識を前提にして，鑑定という制度が存在する。

鑑定は，裁判所の知識・経験・判断能力の不足を補充する目的で，特別の知識・経験を有する第三

者が、その専門的知識・経験則またはその知識・経験則を具体的な事例に適用して得た判断を報告するものである。鑑定は、このように、裁判官の心証形成を補助ないしは惹起する機能を持つ。しかし、そればかりでなく、その判断に特殊な専門知識・経験を必要とする事項について、裁判官の心証形成が合理的に行われるように、その心証形成を間接的に規制・抑制する機能をも果たしているのである。

ところが、このように裁判官の合理的心証形成を担保するために設けられている鑑定制度であるにもかかわらず、鑑定が原因となって、誤判を招いた事例が実は少なくないのである。免田事件、財田川事件、米谷事件、松山事件の血液鑑定、口石・土田邸事件の筆跡鑑定と、その例は枚挙に暇がない。最近でも、ひき逃げ事件の犯人として業務上過失致死罪で、1、2審で有罪判決を受けた被告人が、最高裁において、轢過車両と被告人の車両との同一性の決め手とされた血液鑑定の信用性が否定され、逆転無罪となったケースがある⁽¹⁵⁾。

鑑定というと、科学的・専門的知識経験に基づく客観的な証拠であるからと、無条件で信用される傾向があるが、実は、鑑定もまた、鑑定人の個人的な評価に基づく「主観的」な証拠なのである⁽¹⁶⁾。確かに、血痕、筆跡、声紋といった客観的な物的証拠を対象としており、一般に承認された学問的経験則に基づく判断ではある。しかし他方で、鑑定人自身の主観を免れない人的な証拠であることが明確に認識されなければならないのである。マコーミックが言うように、「事実と意見の差は、程度の差に過ぎない。事実と意見とが明確に区別しようという前提は、幻想でしかない」のである⁽¹⁷⁾。

しかし鑑定に起因する誤判は、鑑定人の側の問題ばかりではない。裁判官の側の問題も作用している。

ともすると、物的証拠についての鑑定は、裁判官によって無条件に信頼される傾向があるからである。法律の専門家ではあるが一般に自然科学には疎い裁判官は、自然科学の専門家である鑑定人の意見を、無批判に信頼しやすい。

科学的鑑定もまた、「車の付着物が人血である可能性」や、「凶器が根切りヨキである可能性」を提示しているに過ぎない。その精確度は、0.1%の場合もあり、70%の場合もある。そして、その可能性の程度を鑑定人自身が鑑定書に明確に記載している場合もあるが、まったく記載していない場合も多い。いずれにせよ、科学的鑑定とはいえ、やはり蓋然性の判断であって、100%の精確度が保障されているわけではない。

ところが、裁判官は、ともすると鑑定人の意見は100%精確であると、過信しやすい。特に、その鑑定人がその専門領域において権威者である場合には、鑑定結果は絶対的なものと評価される傾向がある。弘前大学教授夫人殺し事件や免田事件、財田川事件等の冤罪の原因となった、古畑鑑定がその典型的な例であろう。古畑種基教授は、当時東京大学法医学教室の教授であり、法医学界のトップの地位にあった人である。

さらに、裁判官の行う鑑定結果の評価が、かならずしも科学的・合理的になされず、都合のよいと

ころだけを部分的に取り上げるおそれもある。法医学の鑑定人の側から以下のような指摘がなされているのを注意する必要がある。

「筆者自身は『鑑定はあくまで“学問的可能性の設定と限定”に立つべきものである』と述べているのである。ただ、その採否の判断がどれだけ科学的、合理的になされているのだろうか、という点に若干の疑問なしとせざるを得ない、というのが筆者の正直な感覚である。……元来鑑定書は一種の“学問的文書”である性格のものであるので、当然それは首尾一貫して通読された上での理解、あるいは理解不十分という姿が望まれるのであって、いわゆる“拾い読み”式もしくは“理解し得た範囲内”での採否判断がもしあるとすれば、それは折角の鑑定努力の軸を曲げることにならないだろうか。……ややもすればいわゆる部分的採否の色彩がより強く現れるのではないか、というおそれも禁じ得ない」⁽¹⁸⁾。

本稿で取り上げている山中事件においては、車の付着物が人血であるとした鑑定は、そもそも鑑定自体の精確性が疑問を残すものであった。

しかし、それ以上に本件の場合、裁判官の鑑定結果の評価における、大きなバイアスが目立つ。K供述に引きずられて、本来K供述の信用性に疑問を投げかける結果となっている鑑定を歪曲して評価するという誤りを、再三にわたり繰り返しているのである。時に、鑑定の提示するわずかな「可能性」を100%の精確度とすりかえ、あるいは、鑑定の都合のよい「部分」だけを取り上げ、その「部分」はK供述と矛盾しないとする誤りである。

既に見たように、強盗致死未遂事件の凶器とされる押収された被告人所有の切り出し小刀と、本件の凶器は同一であるかについての第1審の判断がそれである（396頁参照）。

また、前述した着衣の損傷について、Kが供述する突刺部分と、鑑定によって明らかにされた刃物による損傷箇所とが矛盾する点について、第2審判決が、鑑定とは明確には一致しないが特に矛盾があるとまではいえないとしているのも、その例であろう⁽¹⁹⁾。

さらに、被害者の頭蓋骨骨折を生じさせた凶器について、第1審で提出された鑑定によれば、凶器は「作用面は平でなく突起物および線状の角があり、金属あるいは固いもの」であることが推認されるが、凶器を推定することは困難となっている。また、第2審裁判所が囑託した鑑定も、根切りヨキによる形成も「可能である」とはしたが、ヨキによって生じたものと積極的に肯定したわけではなかった。

ところが、第1審の鑑定結果の評価は、「Kの形容にかかる根切りよきの峰の形状は、むしろ右鑑定書が推定する凶器の接触面に類似するものと認められ、少なくとも矛盾するものではないといえる。この点に関するK自白も客観的事実と何ら矛盾するものではない」⁽²⁰⁾というものであった。

同様に、第2審の評価も、「K供述にいう根切りヨキの峯部の形状と前記鑑定書等により推認される凶器の形状とに何ら矛盾があるとはいえない」⁽²¹⁾としているのである。

V 「有罪推定」の心理

K供述と客観的事実との「致命的な」矛盾や、供述の変遷を無視し、合理的根拠を欠く推測を事実認定の基礎とし、鑑定結果を歪曲するように、裁判官を駆り立てたものは何か。

それは、K供述に寄せる絶対的信用である。裁判の経験法則・論理法則よりも、K供述と矛盾する鑑定結果よりも、優先されたのはK供述が信用できるとする、あるいは信用したいという裁判官の主観的な「心的傾向」である。この「心的傾向」の前には、冷静・合理的判断も、科学的鑑定も、K供述の信用性を裏付ける限度でのみ、意味をもつにすぎない。ましてや、否認を続けるSや、Sの父親の証言は、まったく評価されないのである。

このような裁判官の心理は、第1審の次の判示に、明確に表現されている。

「Kの供述中に若干の混乱やあいまいな点があり、又黙して応えない場面が散見されることは弁護人の指摘されるとおりであるが、この点のみによってK自白を虚偽と決め付けることは相当でなく、……Kは、公判廷においては、真実を語るべく真摯な努力を重ねたものと認められるうえ、忘れた点やあいまいな点を自らの憶測で補足し、辻褄を併せるような供述態度は見られなかったこと、共犯者とされるSが否認の態度に終始したにもかかわらず、悪びれることなく自己の自白を一貫し、又、供述の矛盾やあいまいさを指摘されて『嘘を言っているから供述が二転三転するのじゃないか。』と再三にわたり追及されても何ら動揺することなく自己の供述を維持したことなどから、当裁判所としても、Kの供述態度に対しては高い評価を払いたいと思う。」⁽²²⁾

「Sの父Tは、第23回公判において、『S方工場にはそもそも根切りよきは存在しなかった。』旨供述するが、K自白は実際に存在したものを前提としなければ語れないと思われるほど具体的で生々しいこと、Tの父は炭焼きをやっていたもので、根切りよきはその必須の用具であること、本件におけるTの立場に鑑み、たやすく措信しがたい。」⁽²³⁾

素直に自白するKの供述は盲目的に信用する一方で、逆に、終始犯行を否認するSや父親のTに対しては不信と反感を増幅して行き、その供述を頭から信用しない結果になっている。だが、K供述に対するこの過大評価は、決して、K自身に対する個人的信頼を意味するのではない。ただ、Sに対する強い有罪推定の心理が、S有罪を裏付ける唯一の証拠であるK供述を信用させているに過ぎない。

以上からして、この裁判官の「有罪推定」の心理こそ、山中事件における最大の誤判原因であったといえるであろう。

そして、この有罪推定の誤りを犯しているのは、山中事件においても、第1、2審だけではなく、詳述を避けるが、無罪判決を下した差戻後の第2次控訴審も、合理的根拠のない仮定に基づく判断や、鑑定評価の歪曲という誤りを免れていない⁽²⁴⁾。このことは、いかに裁判官の有罪推定の心理が根強いかを示唆しているであろう。

VI 自由心証主義の濫用

この山中事件の裁判において、裁判官の心証形成は、論理法則・経験法則に基づいた合理的判断であったとは言い難い。共犯者の信用性の評価について、裁判官の自由心証に委ねた結果は、論理法則・経験法則による供述内容の細部に対する具体的・個別的な分析を軽視し、「おおむね」ないし「大筋において」といった供述に対する直感的・全体的な印象の方を優先させるものであった。

ジェローム・フランクは、裁判所で行う判決の形成過程を、 $R \times SF = D$ という方程式で表している。D (court's decision) すなわち裁判所の判決は、F (facts of a case) すなわち事実に対して、R (legal rule) 法規範を適用することによって得られるものである。ただ、裁判所で行う事実認定 (= F) は、証人等の証拠資料を提供する者の主観と、さらにそれを評価して事実を認定する者の主観によって、二重に屈折されているので、Fは客観的事実 (OF=objective fact) では決してなく、主観的事実 (SF=subjective fact) なのである⁽²⁵⁾。

したがって、裁判官のパーソナリティや個人的偏見等の人格的要素は、法的評価と密接に結び付いた規範的判断（例えば、「猥褻性」など）の場合はもちろん、法的判断とは直接関係のない記述的判断に際しても、事実認定に影響を及ぼすものである。とりわけ、そのような人格的要因は、意識的にしろ無意識的にしろ直感的・全体的な判断という形で現れてくることが多い。しかし、実は、このことは職業裁判官だけに限られたことではなく、素人の陪審員による評決の場合も同じことは生じている。

しかし、これまで見てきた山中事件の有罪判決における事実認定の問題は、裁判官の個人差によって左右される量刑の不統一状態といった問題と同様の、個々の裁判官の人格的要素・主観的要素に起因する個人差の問題ではない。

なぜ、山中事件において、一般人にとって常識的と思われる判断を、裁判官は行ない得なかったのか。なぜ、供述内容の細部に対する個別的・具体的分析を捨て、「大筋において」「おおむね」あるいは「迫真性」といった直感的・全体的印象の方を取ったのか。それは、個々の裁判官の生い立ち、生活環境、偏見といった個人の人格的要素より、むしろ、職業裁判官制度の構造的欠陥が、そこに作用していると思われる。

自白が重視される日本の捜査・裁判実務においては、代用監獄を悪用した自白強要、別件逮捕に始まる長期間の身柄拘束、長時間・深夜にわたる取調べも、憲法・刑訴法の規定が存在するにもかかわらず、その違法性が正面から認められることはわずかである。本来違法である、そのような捜査方法によって獲得された自白の上に築き上げられた99.8%の有罪率が、それに日常的に接している職業裁判官に及ぼす心的傾向は、時に、アリバイ証人の信用性を否定し、「犯罪者」である被告人の言い分より官僚仲間である検察官・警察官の言い分を信用する。それが、常識的な判断、すなわち、論理法則・経験法則に基づいた合理的な判断から、裁判官を遠ざけ、その結果、自由心証主義の濫用をもた

らすことになる。

そもそも自由心証主義は、その成立において、裁判官による事実認定を法によって拘束せず、裁判官の合理的判断に委ねるものとして確立された歴史的な経緯がある。すなわち、自由心証主義は、そもそも、裁判官の理性や判断能力に対する信頼の上に拠りたつ原理なのである。

しかし、山中事件の裁判は、私達に、本来自由心証主義がその前提とする裁判官の理性や判断能力に対する疑念を生じさせずにはおかないと言えよう。

青木英五郎氏は、裁判官の職を辞し弁護士として自らその弁護をかってでた八海事件で、第2次差戻審（昭和40年8月30日）が、逆転有罪の判決を言い渡した際に、その論稿の中で、以下のように裁判官に対する不信を述べておられる。

「おそらくこの判決ほど、裁判官の自由心証の濫用を、露骨な姿で示したものは稀であろう。それは、正に『自由心証主義とはまったく法則のないことである』という言葉のとおりである（ウィグモア）。その意味でこの判決は、裁判の恐ろしさ、いやらしさを、その極限においてあらわしている。裁判官の自由心証が、その人の独断によるものではなく、経験法則・論理法則によって拘束を受けるものである。法則という以上、それが裁判官・検察官だけのものではなく、被告人・弁護士にも共通のものであらねばならぬことは、いうまでもない。それならばこそ弁護人側は、裁判官の『静かなる論理』に期待をかけたのであった。しかし、この期待は、完全に裏切られた。」

「この判決は、裁判官が自由心証主義を崩壊せしめることと引替えになされたものである。ここに、この判決の悲劇がある。」⁽²⁶⁾

本稿において見てきたように、山中事件の裁判についても、青木氏の述べられた「自由心証主義の濫用」というべき事態が明瞭に見い出せるのである。

注

- (1) 金子 一『民事訴訟法』101頁。
- (2) 刑集43巻6号511頁。
- (3) 刑集43巻6号545頁。
- (4) 刑集43巻6号427頁。
- (5) 判例時報1375号35頁。
- (6) 刑集43巻6号558-559頁。
- (7) 刑集43巻6号554頁。
- (8) 刑集43巻6号522頁。
- (9) 刑集43巻6号522頁。
- (10) 刑集43巻6号561頁。
- (11) 最高裁は、訴訟上の証明について、以下のように述べている。

「元来、訴訟上の証明は、自然科学の用いるような実験に基づき、いわゆる論理的証明ではなくして、いわゆる歴史的証明である。論理的証明は『真実』そのものを目標とするに反し、歴史的証明は「真実の高度な蓋然性」をもって満足する。言い換えれば、通常人なら誰でも疑を差し挟まない程度に真実らしいとの確信を得ることで証明できたとするものである。だから論理的証明に対しては、当時の科学の

水準においては反証というものを入れる余地は存在し得ないが、歴史的証明である訴訟上の証明に対しては通常反証の余地が残されている。」(最判昭和23年8月5日刑集2巻9号1123頁)。

- (12) 刑集43巻6号520-21頁。
- (13) 刑集43巻6号555頁。
- (14) 刑集43巻6号555頁。
- (15) 最判平成元年4月21日判例時報1319号29頁。
- (16) カール・ペータース「再審の研究と誤判原因」法律時報46巻3号89頁。
- (17) McCormick, Evidennce 3rd. Ed., 27p.
- (18) 松倉豊治「鑑定雑感」法律のひろば33巻5号16頁。
- (19) この点に関して第1審判決も同様である。刑集43巻6号530-531頁。
- (20) 刑集43巻6号532頁。
- (21) 刑集43巻6号556頁。
- (22) 刑集43巻6号523-4頁。
- (23) 刑集43巻6号532-533頁。
- (24) 大出良知・川崎英明「無罪という結論だけでいいのか? -山中事件無罪判決の問題点」法学セミナー432号12頁(1990年)。
- (25) 「裁かれる裁判所・上」弘文堂22頁~36頁。
- (26) 「八海裁判の悲劇-自由心証主義の崩壊」(『青木英五郎著作集II』所収, 田畑書店1986年) 140, 148頁。

(つじわき ようこ)